

神戸市立地域交流センター指定管理者応募に係る質問

No.	資料名等	頁	資料中の表記番号	質問内容	神戸市からの回答	回答日
1	神戸市地域交流センター指定管理者応募要領	p18	指定の取り消し等	「乙が職員を雇用する場合、指定管理業務等に関わっている労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項に違反したとして検察官に送致されたこと。」との記載がありますが、最低賃金法第4条第1項には、下記のとおり記載がある。 参考(最低賃金の効力) 第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。 しかしながら、運営費や利用料金等の収入では、最低賃金(兵庫県では、1200円)程度で、まかなうことはできないと思われるが、どのように考えたらいいでしょうか？有償ボランティアとして考えてよろしいでしょうか？(例えば、熊野であれば、192万円(バーンB)の場合、192万円ー46万円(光熱費)ー消耗品費、通信費(5万円)÷(12か月×1日7時間×(20日/月)＝69円程度(1人の場合で、2人雇用すると、500円以下となります。また、防火管理者等は、常時雇用となる可能性があります。最低賃金法第4条第1項の適用の可能性の問題はないでしょうか。その場合は、自主財源等で補填するということでしょうか？	応募要領p18の「指定の取り消し等」に記載している「乙が職員を雇用する場合、指定管理業務等に関わっている労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項に違反したとして検察官に送致されたこと。」に関しては、貴団体が「雇用している」職員に対して、適切な賃金が支払われていない場合によるものですので、ボランティアを募り、運営する場合は特に考えていただく必要はありません。 労働基準監督署からは、ボランティアであることを理解し、同意の上で管理運営に参加いただいているのであれば差し支えないと聞いており、地域交流センターの前身である地域福祉センターにおいても、地域住民のボランティアの皆さんによる協力により、運営を行ってきた経緯があります。 また防火管理者は常時施設に置いていただく必要はありません。非常時に防火管理者が現場にいないことも想定し、責任者として日頃から、防火に対する指導や火災時の出口の確認、消火器の設置場所などを、指定管理者のメンバーや利用者に周知していただき、非常時に指定管理者の構成員が対応できるようにしておいていただきたいと考えています。	11月18日
2	神戸市立地域交流センター条例	第11条第5項	規則で定める特別の理由	1 利用料金については、第4条に下記のとおり定めがあるので、できるだけ減免を公共的団体にしたいが、収入も確保したい。その場合は、実績に応じて神戸市からの補填の可能性はあるのでしょうか。また、個人も公共的団体と考えられるのでしょうか？ 条例第11条第5項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げる場合とする。 (1)市その他官公署または公共的団体が主催又は共催し、条例第1条の目的の達成のために行う事業として市長が認める場合	「公共的団体」とは、原則として個人は含まず、公共的な活動を営むすべての団体と考えています(但し、法人であるかどうかは問いません)。その判断に関しては、団体(組織)と活動実績から市(区地域協議課)が総合的に判断することになります。 現在のところ、補填については考えていませんが、利用料の免除により利用されるケースが多く、指定管理業務の継続が難しいなどのケースが生じるような場合は、補填という手段に限らず、本市で必要に応じて何らかの支援の検討を行いたいと考えています。	11月18日
3	神戸市立地域交流センター指定管理者応募要領	p19	指定管理料の考え方	代表が、地域の方々と協議や話し合い、神戸市の各課との協議、地域住民の要望に応じて現場確認、他のまちづくり協議会等との打合せに出向く必要があると思われるが、その場合には、1との関係性から2名体制が望まれると思いますがそのように考えていいでしょうか？また、出張旅費や通動手当等は基本運営費、その他管理費に含まれると考えていいのでしょうか？	有人管理の人数は1人以上であれば問題ありません。 公共交通機関などを伴う移動が必要な場合は、指定管理料が必要に応じてご対応ください。	11月18日
4	神戸市立地域交流センター指定管理者応募要領		特に記載なし	できるだけ乙の自主事業で収益を上げて施設管理費で不足が出た分を補っていきたいと考えていますが、有人による管理でかつ2名以上当番者がいる場合で管理業務に支障がない場合には、施設内で、自社商品の作成、販売等は可能でしょうか？また、自主事業のチラシの作成は可能でしょうか？	自主事業で商品を販売されるということであれば、市へ目的外利用許可が必要になります。 なお、営利を主たる目的とする利用を禁止している関係上、許可を出すにはある程度の公益性が含まれる必要があります(収益だけでなく活用する等)。ただし、指定管理事業として実施する「地域交流センター条例第3条に基づく活動(住民交流や社会貢献活動等)」に関しては、各種助金の助成要綱に反しないのであれば、充当できる可能性があります(例えば、他の補助金や市の事業による金銭を用いる場合は補助対象外などのルールが設けられていることがあります)ので、一度活用される予定の各種助金の要綱をご確認ください。	11月18日
5	様式8		特に記載なし	神戸市の地域提案型活動助成や他の兵庫県や国、民間の補助金との併用は可能でしょうか？	基本的に指定管理業務は、市からお渡しする指定管理料と貸室での利用料金収入で賄っていただくものと考えており、施設管理業務に対して活動に対する助成金は使うことは難しいと考えています(指定管理業務と団体としての活動を分けて考えていただければと思います)。ただし、指定管理事業として実施する「地域交流センター条例第3条に基づく活動(住民交流や社会貢献活動等)」に関しては、各種助金の助成要綱に反しないのであれば、充当できる可能性があります(例えば、他の補助金や市の事業による金銭を用いる場合は補助対象外などのルールが設けられていることがあります)ので、一度活用される予定の各種助金の要綱をご確認ください。	11月18日
6	神戸市立地域交流センター指定管理者応募要領		特に記載なし	無料wifiは、ありますか？もし、必要な設置が可能でしょうか？その場合の費用負担はどうなりますか？	市においては、Free Wi-Fiを設置していますが、利用者の利便性向上のための目的であり、24時間で自動で接続が切れてしまうことから、継続的な事務作業をする上では適していません。指定管理者でインターネット回線を準備することも可能ですが、設置や通信費については指定管理者で負担していただくことになります。なお、スマートロックを設置する場合の専用回線は別途、市が準備いたします。	11月18日
7	神戸市立地域交流センター条例第11条第5項		規則で定める特別の理由	神戸市内には、不登校の学生等を支援する団体が多数ありますが、その場合に無料で貸し出すことは可能でしょうか？	地域交流センターにおいては、一定の条件に当てはまれば利用料金の免除を受けることができる仕組みを設ける予定です(半額免除という考え方はなく、全額徴収が全額免除の2通りのみ)。 免除の基準は、 ①市(その他官公署含む)や公共的団体(社会福祉協議会等)が主催または共催し、地域課題解決のために行う事業(選挙等は含まない) ②市内で活動する団体が、その活動目的を達成するために行う特に公益性・公共性があると認められる月1回以上と定期的に実施される地域活動に ります。 不登校の学生支援に関する活動は一般的には②の基準に該当するものと考えられますが、実際に利用料免除の基準に該当するかどうかは申請書の内容をもとに市(区地域協議課)で判断させていただきます。 こととなります。	11月18日
8	神戸市立地域交流センター条例	第3条	地域住民の交流	地域住民の交流に関することとして保健所等の許可をとれば、料理教室やそうめん流しイベント等の開催は可能でしょうか？また、子ども食堂等の運営団体に貸し出しは可能でしょうか？貸室以外のスペースを交流サロンとして飲み物を100円程度で販売することは可能でしょうか？	可能です。食品提供にあたり、事前の保健所などへの相談は主催者において行うようにしてください。こども食堂の運営団体への部屋の貸し出しはもちろん可能です。交流サロンとして開放し、ドリンクを販売する場合、実費を管理費の額で提供することは問題ありません。 なお、自動販売機などを設置する場合には、市に対して、目的外申請の手続きや使用料が必要になります。	11月18日
9	神戸市立地域交流センター指定管理者応募要領	p5	各施設において営利事業を行うことができる	自主事業が賃借として、音楽会の開催、書道教室、華道教室、お絵かき教室、読書会、手芸、簡単な工作、絵本の読み聞かせとでも可能でしょうか？その場合に少額の参加費や材料費を徴収することは可能でしょうか？また、他の団体が使用許可申請があった場合に一人、月5000円を超えない範囲内の参加費であれば営利事業と考えなくていいでしょうか？	主催者が自ら徴収する額が一人あたり、月に総額5,000円を超えないものであれば可能です。但し、住民交流や公益性の要素が全く含まれない民間企業等による特定個人等に収益を帰属させ、広告や物販を中心とした利用(いわゆる営利活動)では施設の利用は認められません。	11月18日
10	神戸市立地域交流センター指定管理者応募要領	p19	スマートロック・予約システム	電子錠と予約管理システム両方導入一月額20,000円とあるが、すでに導入されているところはいくらかかっているかお教えいただくことは可能でしょうか？	市指定の予約管理システムや電子錠を導入した場合の現在の一例ですが、予約管理システムは税込み月11,000円、電子錠1つで税込み月21,450円です。また、選定機器によって電子錠のコストも変動しますので、あくまで参考としてお考え下さい。予約管理システムと電子錠いずれも導入した場合、市としては指定管理料のなかでランニング経費への支戻(最大月額20,000円)を行います。ただし、導入センター数の増などにより、さらに経費が下がる可能性があります。 市指定のシステムや電子錠ではなく、コストや使いやすさの面から、指定管理者独自で商品を選定し、導入していただくことも可能です。	11月18日
11	神戸市立地域交流センター条例	第16条第6号	個人的な占有利用	当団体で、子供の居場所づくりとして図書コーナーを設置することは可能でしょうか？その場合に漫画本を置くことは可能でしょうか。また、他に活動に必要な機材等を置いておくことは、第16条第6号の例外外あり団体として置くのであれば可能でしょうか？	図書スペースの設置、漫画の配架も可能です。 また指定管理者が施設の管理や活動を実施するために必要な資材は施設の管理権限により、施設の設置趣旨や利用者の利用を妨げない限りで置くことが可能です。	11月18日
12	様式8		収支予算書	指定事業とはなんでしょうか？	応募要領p3「5 乙が行う事業」内(3)神戸市地域交流センター条例第3条に掲げる事業のことです。収支予算書内にある「指定事業の収入」とは指定管理者にてそれらの事業を実施した際の収入(参加料等)を想定しています。指定管理料を使うことも踏まえて事業をする場合はその内容が条例第3条に掲げる事業である必要があります。	11月18日
13	神戸市立地域交流センター条例	別表第2		午後は、午後4時まで、夜間は、午後5時からなっていますが、その間の予約は取れないと考えていいでしょうか？	午後4時～5時の間も時間外として貸出することは可能です。また、入れ替え時間として貸し出さないということも可能です。貸し出す場合の利用料金は、地域交流センター条例別表2の「備考1」の「1時間」を単位として貸し出す場合は～の値段を設定してください。	11月18日
14	神戸市立地域交流センター条例	第3条	地域住民の交流	当法人は、コベカツの登録団体であるが、雨天時等のコベカツの活動場所として使用可能でしょうか？	コベカツの活動の場が市内に選択肢として数多くある方が望ましいと考えており、センターを活用いただくことで、若年世代の利用を促進し、施設の認知を高めるということにもつながりますので、積極的にご活用ください。但し、雨天時のみ使用されるといった場合、部屋の予約が既に埋まっている可能性もありますのでその点は予約されている団体等との調整に十分ご留意ください。	11月18日